平成26年(2014年)5月28日

## 第14号

治理とは 消費生活センター・国民生活センターで 消費生活センター・国民生活センターで 消費生活センター・国民生活センターで

「消費生活センターを名乗り『あなたの個人情報が漏れている』などと電話をかけてきた者がいるが信用できるか」という相談が消費生活センターに寄せられています。国民生活センターにも同様の相談が寄せられており、注意喚起を行っています。

消費生活センターや国民生活センターが、「個人情報の登録を取り消してあげる」「過去の被害を調査している」「投資被害を返金する」「被害回復のために電話するように」などと、相談を受けていない人に電話をかけることは絶対にありません。また、「民間の業者と連携して被害救済を行っている」という事実もありません。

以下に事例をご紹介しますので、お気をつけください。

#### 相談事例

- ・「生活センター」というところから「個人情報 が流出しないようにあなたの個人情報を消去 する」という電話がかかってきた。
- ・「消費生活センターから委託を受けて相談を受けている」という業者からメールが来て、「お困りの方は下記 URL にアクセスするように」と書いてある。信用できるか。
- ・国民生活センターの〇〇と名乗り、「詐欺に注意するように」と電話があった。また白い封筒が届いていたら回収したいので、連絡するように、とも言われた。
- ・国民生活センターを名乗り「金融被害にあっていませんか?」などと言って電話があった。「金融被害撲滅協議会」というところで被害救済をしてくれるので電話をするように言われた。

#### アドバイス

消費生活センターや国民生活センターのように実在する機関だけでなく、事例にあるように「国民相談センター」「生活センター」「国民センター」など公的機関と紛らわしい名称や団体名を使う事もあります。

同様の電話がかかってきたり、不審なパンフ レットが送られてきたりしたら、消費生活セン ター(電話 821-1314)に相談してく ださい。

(参考) 国民生活センターホームページ

「国民生活センターをかたる電話やパンフレットにご注意ください」 http://www.kokusen.go.jp/soudan\_now/data/kokusen\_katari.html

お買いものやご契約などのトラブルで困った時は・・・

"消費生活相談(横須賀市消費生活センター)"

- ★ 電 話 821-1314 (相談専用電話)
- ★ 相談受付時間 月曜日~金曜日(祝祭日、年末年始の休館日は除く)8:30~16:30
  - ※ 対象は横須賀市民のみです

# を記述るの意味

消費生活センターでは、市民の皆様が、より安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活の基礎知識をはじめとする、日常生活における身近な問題をテーマに講座を開催しています。

今回は、下記二つの講座をご紹介します。この機会にぜひご参加ください。

#### 食のセミナー

#### あなたも今日から食のプロフェッショナル 〜食育と食品表示のおはなし〜

- <と き> 6月25日(水) 13時30分~15時30分
- <講 師> 農林水産省関東農政局 受川 博文さん、渡辺 良夫さん
- <会 場> 総合福祉会館 視聴覚研修室(5階) (横須賀市本町2-1)
- 〈定 員〉 先着50人(6月11日より順次電話で受け付けています。)
- <保 育> 対象は1歳以上の未就学児で各先着10人まで。希望者は、講座の1週間前までに、併せてお申し込みください

#### 消費者講座

#### 知っておきたい旅の知識

- <と き> 7月1日(火) 13時30分~15時30分
- <講 師> 一般社団法人日本旅行業協会 武田 幸子さん
- <会 場> 総合福祉会館 視聴覚研修室(5階) (横須賀市本町2-1)
- 〈定 員〉 先着50人(6月11日より順次電話で受け付けています。)
- <保 育> 対象は1歳以上の未就学児で各先着10人まで。希望者は、講座 の1週間前までに、併せてお申し込みください

### < 申込み先 > 横須賀市消費生活センター 電話 821-1312

※ 受講対象は横須賀市民のみです